

## 排出ガス規制値超過について

記者各位

弊所では、他企業の排出ガス規制値超過の報道を受け、9月27日から、ボイラー排出ガスデータを自主的に調査しておりましたが、その結果、下表のとおりNO<sub>x</sub>の規制値を超過していたことが判明いたしました。これは、大気汚染防止法および電気事業法に抵触するものであります。

その後11月1日に胆振支庁の任意立入検査を受けましたので、同日までに把握していた「規制値超過の事実」について報告し、同支庁の指導に基づいて所内のボイラーについて2005年1月1日から2007年11月2日まで過去3年間の排出ガスデータを更に精査いたしました。

## ＜調査結果＞

ボイラー	超過日時	超過時間	超過要因
1号ボイラー	2006年 2/5～2/8	74時間	水素化分解装置火災発生による製油装置緊急停止に伴う運転変動
2号ボイラー	2006年 2/5～2/8	74時間	水素化分解装置火災発生による製油装置緊急停止に伴う運転変動
	2006年 2/17～2/18	28時間	水素化分解装置火災事故後の製油装置運転開始に伴う運転変動
	2006年 2/19～2/20	20時間	
	2006年 2/20～2/22	40時間	
合計		236時間	

法令違反の事実、今回の調査まで超過の事実を把握できていなかったこと、その結果として報告が遅れたことにつきまして、地域の皆様をはじめ、関係機関の方々に心からお詫び申し上げます。今後は、所内の運転管理体制を更に強化するとともに法令遵守を徹底し、万一同様の事態が生じた場合は速やかに関係機関に報告いたします。

なお、上記のほか、測定機器の不調によるNO<sub>x</sub>測定値の誤指示および装置の起動・停止時の影響による一時的なNO<sub>x</sub>の規制値超過が判明しておりますが、これらにつきましては、本日、改めて胆振支庁による確認のための立入検査を受けておりますので、今後は、同検査の結果を踏まえ、監督官庁のご指導を受け、適切に対処してまいります。

以上